

平成三十年五月十八日受領
答弁第一七七号

内閣衆質一九六第二七七号

平成三十年五月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員長尾秀樹君提出警察署内における現金等証拠品の保管に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長尾秀樹君提出警察署内における現金等証拠品の保管に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の事件については、広島県警察において現在捜査中であり、お尋ねの「検証」は行っていないと承知しているが、警察庁においては、従来から、現金を含め犯罪捜査に関して押収した証拠品の適正な管理の徹底に努めるよう都道府県警察に対して指導を行っているところである。

二について

捜査機関においては、現金を含め犯罪捜査に関して押収した証拠品について、運搬又は保管に不便なものには保管を委託するなどしつつ、その適正管理に努めているものと承知しているが、警察庁としては、引き続き、都道府県警察に対して必要な指導を行ってまいりたい。